

山口県央部1市4町 合併協議会だより



- 第6回山口県央部1市4町合併協議会概要 P2~P3
- 事務事業の一元化調整 P4
- 行政組織及び機構図 P5
- 合併に伴う山口県地方務局の事務取扱い P6
- 合併に伴う住所表示 P7

最終号

平成17年9月15日
発行



第6回山口県央部1市4町合併協議会

平成17年8月25日
小郡町公民館

【報告事項】

協議会委員の欠員について

7月8日付けで渡辺純忠委員が山口市助役を辞任されました。新たな助役選任はされておらず、欠員とすることの報告がありました。

平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用・予備費充用報告

需用費、使用料賃借料及び負担金補助交付金などの支払いに関する費用に不足が生じたため、必要な経費を流用したこと及び予備費の充用を行ったことについて報告しました。

事務事業の一元化について

P4をご覧ください。

即時施行及び暫定施行の条例について

即時施行するものは、「山口市役所位置条例」ほか226本、暫定施行するものは、「山口市吏員恩給条例」ほか21本があり、合併日に市長職務執行者による専決または告示により施行されます。

即時施行とは？

空白期間が許されないため、即時制定し、施行させる必要があるもの
法令により設置等が必要なもの
新市の組織・職員等に関するもの
市民の権利、義務を課すもの
公の施設等の設置・管理に関するもの

暫定施行とは？

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
新市の条例が制定されるまでの間の暫定措置として、いずれかの市町のみで施行されていた条例を引き続き施行させる。

行政組織及び機構について

新市の行政組織及び機構について、第4回協議会で中間報告を行い、その後事務分掌等を調整し、最終報告が行われました。

P5をご覧ください。

新市における公共施設の名称について

合併に伴う新「山口市」における公共施設等の名称が報告されました。「くらしのガイド」主要公共施設一覧をご覧ください。

山口県央部1市4町合併協議会の廃止について

昨年8月23日に設置された「山口県央部1市4町合併協議会」は、9月30日をもって廃止することについて報告がありました。また、併せて「山口県央部1市3町合併協議会」及び「山口県央部合併協議会」についても廃止となります。

山口市長職務執行者について

合併により1市4町の首長は9月30日に失職し、10月1日から新市の首長が選出される日まで不在となります。この間の新市の行政運営に支障をきたすことのないよう、職務執行者を1市4町の首長の中から協議により選定することとされています。

8月24日に協議がととのい、飯田宏史 阿知須町長が市長職務執行者に選任されたことが報告されました。

【職務執行者あいさつ】

地方自治法施行令の定めのとおり、1市4町の首長が協議し、私が山口市長職務執行者に選定されました。身に余る光栄であります。全力を尽くして職務を全うしたいと思います。皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

【会長あいさつ】



合志 栄一
(山口市長)

2市4町から振り返りますと、飯田町長さんには、阿知須町が県央部を選んでいただいたということ、それから合併協議が始まり、小郡岩城町長さんが駅名変更を決断され「のぞみ」が停車することになったこと、かたや難しい協議では、秋穂藤生町長さんには、節目節目でいつも建設的な方向にリードしていただき、また徳地伊藤町長さんには、徳地町民の声をまとめていただいたという思いがあります。

この10月1日に合併が実現いたしますが、さらに「30万都市」、そして「50万都市」という将来の展望をもった合併であり、途上であるといえると思います。新市が、合併して良かったという結果を出してこそ、次のステップに進むことができます。10月1日は、ある意味で県民の悲願にも応える形で、県央部1市4町の合併が実現いたしますが、合併後の委員の皆様のご尽力ご協力を心からお願ひ申し上げます。またこれまでのご貢献に感謝申し上げます。

【副会長あいさつ】

飯田 宏史
(阿知須町長)

平成15年の3月8日に第1回の県支部合併協議会が開催されました。今まで2年半でございませう。

この間、2市4町関係17回、1市3町関係で2回、1市4町関係で6回、計25回の合併協議を重ねられ今日を迎えたわけでございます。振り返ってみますと実に感慨無量であります。委員の皆様には本当にご苦労さまでした。お世話になり、ありがとうございました。

協議会は9月30日には廃止となり、10月1日には新市が誕生いたします。そして、新市の元気なまちづくりを目指す第一歩が始まるわけでございませう。共に手をたずさえて頑張りたいたいと思っております。皆様方の活躍に強く期待をいたしております。

合志会長をはじめ事務局の皆さんには大変お骨折りをいただき、心から感謝を申し上げ、あいさつといたします。

岩城 精二
(小郡町長)

私は、この悲願でありました合併が成就するということが、本当につれしく、皆様方の熱い思いの議論の終結があったからこそ思っています。

2年半前を振り返りますと非常に不安も多く、2市4町から1市3町、1市4町に変わり、この協議会も阿吽の呼吸が出てきたように思います。それぞれの地域の損得ではなく、心から地域を思いやる気持ちの皆様が発言となり、こういつた成果になってきたと思えます。協議会の皆さんはもちろんのこと、各首長さん方も互いに仲良く手を取り合って一生懸命すばらしいまちを創って、こういつた心が一致した賜物であると思っております。

合併は、方法論でありまして、新市建設計画がスムーズに遂行されて、すばらしい県都ができることによつて初めてこの成果がでてくると思っております。私を含め皆様方も今回の協議会の積み重ねをしっかりと認識をいただき、すばらしいまちづくりにさらに貢献をさせていただけたらと思っております。

本心に心から皆様に感謝を申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。

藤生 通陽
(秋穂町長)

この2年数か月、法定協の皆様方を始め、それぞれの地域の議会の方々、大変なご尽力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

当初は、それぞれの地域の温度差、特に私どもの町は合併という経験がありません。しかし、時代の流れと申しますか、そうした状況の中で合併という選択肢を選んだわけであります。2市4町、1市3町、最終的にはこの1市4町で、前に進むという強い意志の元にそれぞれの委員、議会の皆さん方のご尽力によりまして、ここまでたどりつくことができたというふうに思っています。

合併は、これで終わりではなく、新しいスタートするわけであります。まだ発展途上でありまして、まずは早く一体感を持ち、そして新市建設計画に沿つて新しいまちにスムーズに発揮できるようなお願い申し上げたいと思っております。大変長い間でありましたが、お世話をおかけしましたことを改めてお礼を申し上げます。あいさつといたします。

伊藤 青波
(徳地町長)

合併協の皆様、それぞれの議会の皆様、また今回の合併に関わられた市民、町民の皆様方、そして具体的な事務事業に関わつた職員の方々に厚くお礼申し上げます。

徳地町は、2市4町が休止後、1市3町が法定協ができました。後から参加をさせていただきました。その間住民投票がありまして、ご心配をおかけしました。

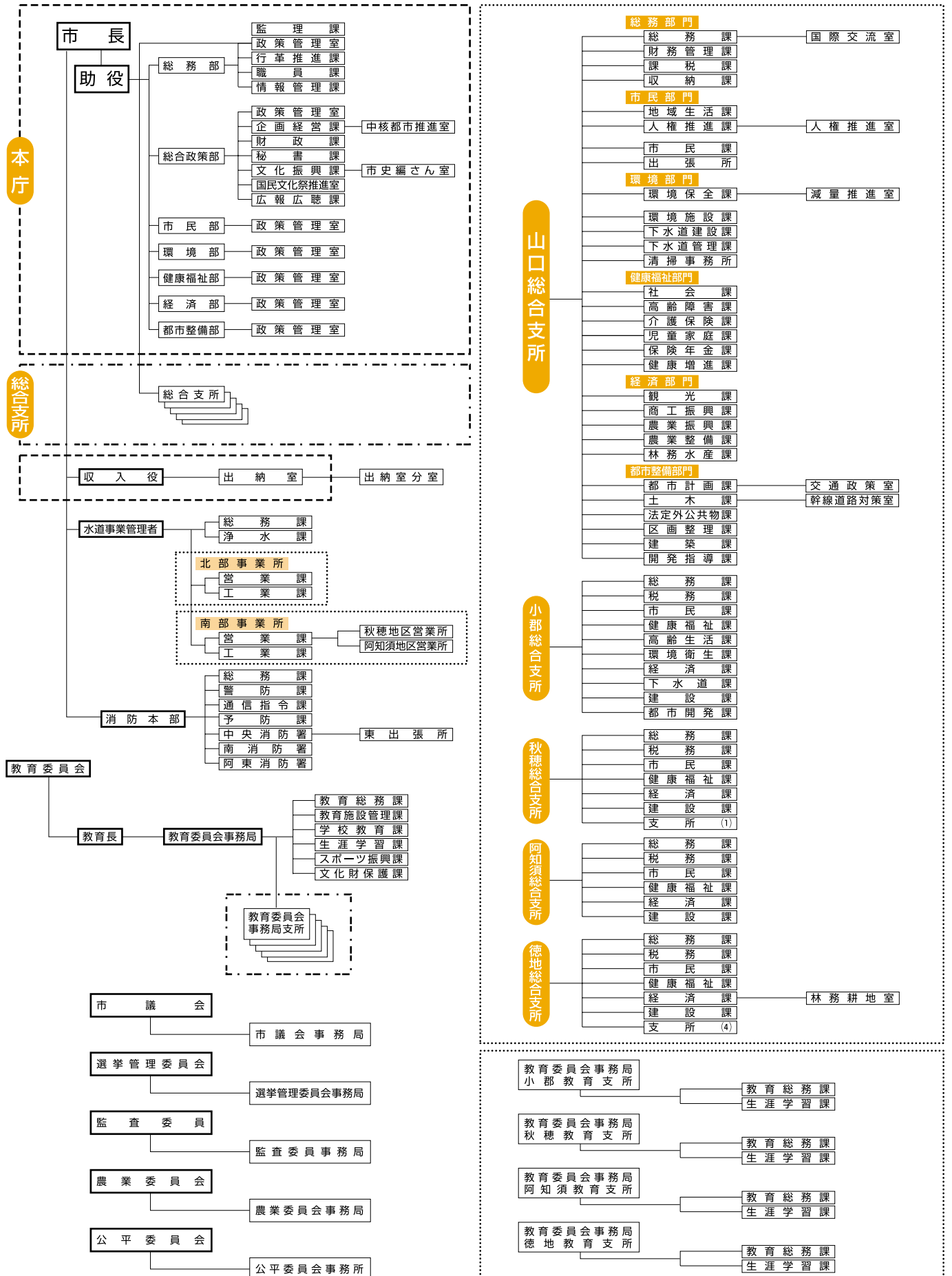
この10月1日に新市になるわけでありませんが、陸上競技でいいますと、今からスタートラインにつくわけで、1市4町のそれぞれの地域の特色を生かしながら、新しい市民が丸となって、輝く元気のある新市を建設していくことが大変重要であると思っております。早い時期での30万中核都市もつくる必要があると思っております。

今後とも皆様方によるしくお願いたしますとともに、今までのご労苦に對しまして、改めてお礼を申し上げます。

事務事業の一元化調整（具体化したもの、変更を生じたもの）

項目番号	協定項目	調整内容	具体化したもの	実施時期に変更が生じるもの	調整案に変更が生じるもの
地方税の取扱い					
8	個人市町民税	普通徴収の納期を「小郡町の例により調整する」となっていたが、システムの運用上、現実的な対応が困難であるため、「山口市の例により調整する」とこととした。			
	固定資産税	17年度は年度途中のため、当初納期どおりとし、18年度から「小郡町の例による。ただし、第3期の納期限は12月26日とする。」			
一部事務組合等の取扱い					
14	土地開発公社	経営規模の大きい山口市土地開発公社を存続させ、小郡町、徳地町土地開発公社を解散する。小郡町土地開発公社の保有財産を山口市土地開発公社が有償取得し、小郡町、徳地町土地開発公社の残余財産は新市に帰属させる。			
	山口県自治会館管理組合	合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等で当該組合を構成する。			
	山口県市町村職員退職手当組合				
	山口県市町村消防団補償等組合	合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、加入の方向で調整を図るものとする。			
	山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合				
山口県市町村公平委員会	合併の日の前日をもって共同設置から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、加入の方向で調整を図るものとする。				
使用料・手数料等の取扱い					
15	道路占用料	「山口市の例により調整する。ただし、国道・県道に準じ経過措置を設けることとする。」となっていたが、経過措置が撤廃されたため、同様とした。			
	斎場・火葬場の使用料	斎場利用の区域制限をなくし、利用料を新「山口市」住民は無料とし、市外住民は有料とする。			
補助金・交付金等の取扱い					
17	前納報奨金制度	旧4町の固定資産について計算した税額に対して報奨金を計算する。ただし、償却資産に係る税額は除く。前納報奨金の交付限度額 10万円			
	資源ごみ回収事業報奨金	山口市の例により調整することとし、18年度から実施する。			
	私立幼稚園助成(就園奨励費補助)	18年度から支払い回数を山口市の例により2回に調整する。			
各種事務事業（広報広聴事業）の取扱い					
22 (3)	広報紙	名称を「市報やまぐち」とし、1日号（市政全般）と15日号（お知らせ版）2回の発行とする。創刊号は、10月15日に発行する。			
各種事務事業（消防防災事業）の取扱い					
22 (4)	消防団員の定数、任期、定年、組織、人員	団長以下の出動体制及び指揮命令系統を統一し、災害時における出動指令体制を一本化する。名称は、山口市消防団とし、旧団名は方面隊名として存続させる。山口市は、区域及び団体数の調整を図るため、方面隊を分割し、山口市南部地区に関しては地理的条件等から将来的な運用を考慮し、川西地区と川東地区に分割する。			
各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱い					
22 (5)	寝具洗濯乾燥消毒サービス	水洗い・乾燥・消毒とし、利用回数を年2回（必要と認める場合は、年4回まで）とし、18年度から統一する。			
	緊急通報体制等整備	費用負担は月400円とし、生活保護・非課税世帯は無料とする。10月1日から実施する。			
	公共交通利用優遇事業	新山口市内域まで、1回の乗車につき100円とする。10月1日から実施する。			
各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱い					
22 (6)	(重度)心身障害児(者)福祉手当	月額3,000円を支給し、支給月は年3回とする。対象者は、支給要件を拡大し、満20歳未満のものとし、身体障害者手帳1級～6級、療育手帳A、Bの保持者とする。10月1日から実施する。			
各種事務事業（児童福祉事業）の取扱い					
22 (7)	児童クラブ	保育料は、17年度は現行どおりとし、18年度から平日分（月～金）は、1,500円で統一して実施する。（長期休業期間、土曜日の保育料等は、別途徴収。）			
	保育料	17年度は、現行どおりとし、18年度から新保育料を施行する。			
各種事務事業（保健・医療事業）の取扱い					
22 (9)	成人健康診査	乳がん検診の自己負担金は、1,500円とする。集団検診の検診会場は、従来通りとする。			
各種事務事業（生活環境事業）の取扱い					
22 (10)	廃棄物処理手数料・指定ごみ袋	新市発足時に、処理手数料を統一し、条例で定める。 可燃ごみの指定袋は1枚につき（大）45 10円 （中）30 9円 （小）20 8円			
各種事務事業（農林水産事業）の取扱い					
22 (11)	農業金融事業	農業近代化資金は、限度額の最も高い山口市の例により調整する。新規就農資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）は、現行のまま新市に引き継ぐ。			
	土地改良事業(補助金・分担金)	補助金・分担金の率を統一した。			
各種事務事業（商工・観光事業）の取扱い					
22 (12)	企業誘致事業	対象地域を A：山口市の現行の地域+小郡町の特定地域 B：小郡町の特定地域以外の地域+秋徳町・阿知須町・徳地町の全域 の2本立てとする。対象業種、要件、優遇措置についてもそれぞれ2本立てとする。			
各種事務事業（水道事業）の取扱い					
22 (16)	水道料金の算定・収納	納期については山口市の例により調整した。			
各種事務事業（社会教育事業）の取扱い					
22 (18)	図書館の管理運営・移動図書館の状況	各図書館の開館日、休館日は、現行のまま新市に引き継ぐ。			
各種事務事業（コミュニティ施策）の取扱い					
22 (19)	防犯灯設置等補助金	防犯灯設置に対する補助は、既設防犯灯の修理についても対象とする。			
各種事務事業（その他事業）の取扱い					
22 (20)	交通災害共済事業	18年度までは、現行のとおり（山口市：全労災、4町：町村会）とし、19年度に新方式を決定する。			

行政組織及び機構図



合併に伴う山口地方法務局関係の事務の取扱いについて

	業 務	新たに取扱いを開始する日	新たな取扱部署	これまでの取扱庁
山 口 市	従来から山口地方法務局本局で事務を取り扱っていますので、管轄の変更はありません。			
小 郡 町				
秋 穂 町				
阿 知 須 町	不動産登記に関する業務	平成17年10月3日	山口地方法務局 登記部門	山口地方法務局 宇部支局
	商業・法人登記に関する業務			
	戸籍・国籍、供託、人権擁護に関する事務については、従来から山口地方法務局本局で取り扱っています。			
徳 地 町	不動産登記に関する業務	平成17年10月11日	山口地方法務局 登記部門	山口地方法務局 防府支局
	商業・法人登記に関する業務	平成17年10月3日	山口地方法務局 戸籍課	
	戸籍・国籍に関する業務		山口地方法務局 供託課	
	供託に関する業務		山口地方法務局 人権擁護課	
	人権擁護に関する業務			

1市4町に共通する事項

不動産登記について

土地や建物の登記簿の所在欄については、登記官が職権で行政区画の変更登記を行いますので、皆様に申請をしていただく必要はありません。

ただし、筆個数が多いため、当分の間は従前の市町名のまま「登記事項証明書」や「登記事項要約書」を発行することになりますが、不動産登記規則第92条の規定により、新しい行政区画とみなされますので効力に影響はありません。

なお、所有者の住所や担当権者の住所等については、職権による変更登記は行われませんので、必要な場合には変更登記申請を行っていただくことになります。

商業・法人登記について

現在、商業・法人登記簿に記載されている本店（事務所）の所在地や役員の住所については、登記官が職権で行政区画の変更登記を行いますので、皆様に申請をしていただく必要はありません。

ただし、この変更登記は順次実施しますので、合併当初においては、「登記事項証明書」・「登記事項要約書」・「印鑑証明」等について、本店（事務所）の所在地や役員の住所が従前のまま発行される場合もありますが、商業登記法第26条の規定により新しい行政区画とみなされますので効力に影響はありません。

「登記事項証明書」・「印鑑証明書」の交付請求について

「登記事項証明書」（コンピューター化前の閉鎖に係るものを除く）及び「印鑑証明書」については、管轄転属後においても従前の登記所に交付請求することもできます。

山口地方法務局

〒753-8577 山口市中河原町6-16
山口地方合同庁舎2号館
(083) 922-2295 (代表)

合併に伴う住所表示について

1市4町の合併に伴って、住所の表示が変更になります。

番地表示については、「 番地の 」を「 番地 」のように「の」を削除します。

(山口市については、変更となる住所のみを記載しています。記載のない地域は変更ありません。)

住所表示変更一覧

現行表示		新市表示		現行表示		新市表示	
山口市	大字 秋穂二島	山口市	秋穂二島	山口市	大字 八幡馬場	山口市	八幡馬場
	大字 朝田		朝田		大字 吉敷		吉敷
	大字 後河原		後河原		大字 吉田		吉田
	大字 江崎		江崎		大字 大江町		小郡大江町
	大字 円政寺		円政寺	吉敷郡小郡町	大字 上郷	小郡上郷	
	大字 大内長野		大内長野		黄金町	小郡黄金町	
	大字 大内御堀		大内御堀		大字 下郷	小郡下郷	
	大字 大内矢田		大内矢田		高砂町	小郡高砂町	
	大字 大殿大路		大殿大路		花園町	小郡花園町	
	大字 嘉川		嘉川		平砂町	小郡平砂町	
	大字 上宇野令		上宇野令		船倉町	小郡船倉町	
	大字 上小鯖		上小鯖		前田町	小郡前田町	
	大字 上豎小路		上豎小路		大字 真名	小郡真名	
	大字 久保小路		久保小路		緑町	小郡緑町	
	大字 黒川		黒川	御幸町	小郡御幸町		
	大字 佐山		佐山	若草町	小郡若草町		
	大字 下宇野令		下宇野令	吉敷郡秋穂町	西	秋穂西	
	大字 下小鯖		下小鯖		東	秋穂東	
	大字 下豎小路		下豎小路	吉敷郡阿知須町		阿知須	
	大字 諸願小路		諸願小路	佐波郡徳地町	大字 伊賀地	徳地伊賀地	
	大字 新馬場		新馬場		大字 小古祖	徳地小古祖	
	大字 陶		陶		大字 上村	徳地上村	
	大字 鑄銭司		鑄銭司		大字 岸見	徳地岸見	
	大字 銭湯小路		銭湯小路		大字 串	徳地串	
	大字 中尾		中尾		大字 鯖河内	徳地鯖河内	
	大字 中河原		中河原		大字 島地	徳地島地	
	大字 名田島		名田島		大字 野谷	徳地野谷	
	大字 仁保上郷		仁保上郷		大字 引谷	徳地引谷	
	大字 仁保下郷		仁保下郷		大字 深谷	徳地深谷	
	大字 仁保中郷		仁保中郷	大字 藤木	徳地藤木		
	大字 野田		野田	大字 船路	徳地船路		
	大字 平井		平井	大字 堀	徳地堀		
	大字 深溝		深溝	大字 三谷	徳地三谷		
	大字 宮野上		宮野上	大字 八坂	徳地八坂		
大字 宮野下	宮野下	大字 山畑	徳地山畑				
大字 矢原	矢原	大字 柚木	徳地柚木				

郵便番号・電話番号について

阿知須町については、10月1日から郵便番号が全域で一本化され、「〒754-1277」となります。

山口市・小郡町・秋穂町・徳地町の郵便番号は、現行のまま変更ありません。

電話番号(市外・市内局番)の変更はありません。

合併までの経緯

平成16年

- 8/23 山口県中部1市4町合併協議会を設置
- 9/11 第1回協議会 38の協定項目を確認
- 9/30 第2回協議会 新市建設計画を除く全ての協定項目を確認
- 11/22 第3回協議会 新市建設計画を確認42合併協定項目の協議終了合併協定調印式
- 12/6～22 1市4町の議会で合併関連議案を議決
- 12/24 山口県知事に合併申請

平成17年

- 2/24 第4回協議会
- 3/15 県議会が廃置分合議案を議決
- 4/28 総務大臣官報告示
- 5/19 第5回協議会
- 8/25 第6回協議会
- 9/30 合併協議会廃止

10月1日 新「山口市」誕生

編集後記

新「山口市」の誕生まで残りわずかとなり、平成16年10月に「創刊号」を発行以来、山口県中部1市4町合併協議会だよりも、9月30日の協議会廃止に伴い、遂に「最終号」となりました。

本紙は、県央1市4町の合併について住民の皆様にご理解を深めていただくため、合併協議の内容を中心にほぼ2か月に1回のペースで全戸配布をしてまいりましたが、十分な情報提供ができなかった点も多くあったことと思います。この場を借りてお詫び申し上げます。

1年間ではありましたが、ご愛読いただきありがとうございました。

編集・発行

山口県中部1市4町合併協議会

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所内
 TEL 083-934-6214
 FAX 083-922-8520
 E-mail: info@kenou.jp

「新山口市誕生記念物産フェア」開催 1市4町の物産・合併鍋の販売

場 所：県立きららスポーツ公園
 きららドーム
 期 日：10月15日・16日

新山口市の物産・特産品並びに観光等のPRを目的として、山口県主催のきらら物産展・交流フェアに参加します。

当日は、新山口市関連ビデオの上映やPR用観光チラシ等の配布、合併鍋の販売を予定しています。

各市町の合併担当課

山口市企画経営課中核都市推進室
 TEL 083-934-2747
 FAX 083-934-2642
 E-mail:kikaku@city.yamaguchi.yamaguchi.jp

小郡町まちづくり推進課
 TEL 083-973-2414
 FAX 083-973-4892
 E-mail:mati@town-ogori.jp

秋穂町企画課
 TEL 083-984-8026
 FAX 083-984-5299
 E-mail:kikaku@aiocho.jp

阿知須町企画課
 TEL 0836-65-4111
 FAX 0836-65-4116
 E-mail:kikaku@ajisu.com

徳地町企画財政課
 TEL 0835-52-1119
 FAX 0835-52-1470
 E-mail:gappei@town.tokuji.yamaguchi.jp

合併協議会の協議内容等をご覧ください。

会議資料と会議録は、合併協議会事務局及び各市町の役所、役場などで閲覧できます。

詳しくは、合併協議会事務局あるいは各市町の合併担当窓口までお問い合わせください。

また、下記アドレスからもご覧いただけます。
<http://www.kenou.jp/>